

## 松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱

平成 17 年 3 月 31 日

松江市告示第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第 2 条 入札に参加しようとする者は、第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 法第 3 条第 1 項の許可を受けていること。
- (3) 法第 27 条の 23 の審査を受け、かつ、入札参加を希望する工種の完成工事高があること。
- (4) 松江市税の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 社会保険料の滞納がないこと。
- (7) 松江市国民健康保険料の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(申請)

第 3 条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、島根県電子調達共同システムの資格申請システムを利用して、その旨を市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う者は、同項に定めるシステムを利用した申請に加え、次に掲げる書類（当該内容を記録した電磁的記録を含む。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 工事経歴書
- (3) 技術職員名簿

- (4) 法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査結果通知書及び法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書の写し
  - (5) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては代表者の身分証明書（発行官公署で定めるもの。）
  - (6) 市税納付状況調査同意書
  - (7) 消費税及び地方消費税納税証明書
  - (8) 社会保険料の滞納がないことを証明する書類
  - (9) 国民健康保険料納付状況調査同意書
  - (10) 誓約書
  - (11) 役員等名簿
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 第 1 項の規定により申請をした者で、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 商号又は名称、所在地及び代表者の氏名
  - (2) 営業所の名称、所在地及び代表者の氏名
  - (3) 前項第 6 号に掲げる委任状の記載事項
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(入札参加資格審査)

第 4 条 入札参加資格審査は、隔年度に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）及び市長が別に定める日に実施する入札参加資格審査（以下「追加審査」という。）とする。

- 2 前項の追加審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者及び入札参加資格を有する者であって許可工事種別の追加を受けようとする者に限る。
- 3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を総合審査した結果に基づき、別表に掲げる許可工事種別に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。
  - (1) 客観的事項

法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）第 1 の第 1 号から第 4 号までに規定する項目
  - (2) 主観的事項
    - ア 定期審査を実施する年度の前 3 年度（追加審査の場合は、当該審査の直前の定期審査を実施した年度の前 3 年度）における建設工事の種類別工事成績
    - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障がい者の雇用

ウ 定期審査を実施する年度の前2年（追加審査の場合は、当該審査の直前の定期審査を実施した年度の前2年）において国又は県が行った法第28条及び第29条に基づく行政処分

エ 定期審査を実施する年度の前2年（追加審査の場合は、当該審査の直前の定期審査を実施した年度の前2年）において松江市が行った松江市建設工事指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年松江市告示第19号）に基づく指名停止の措置

オ 定期審査を実施する年度の前2年度（追加審査の場合は、当該審査の直前の定期審査を実施した年度の前2年度）の凍結防止剤散布業務又は除雪業務の契約実績の状況

カ 災害時における対応状況

キ 松江市消防団協力状況

ク 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況等

ケ 学校支援活動状況

コ しまね・ハツ・建設ブランド（島根県内の建設業者等の育成及び活性化を図るための新技術活用支援制度をいう。）における新技術の登録状況

サ CPDS（一般社団法人全国土木施工管理技士連合会の継続学習制度をいう。）及びCPD（公益社団法人日本建築士会連合会又は公益財団法人建築技術教育普及センターの継続能力開発制度をいう。）におけるユニット（学習単位をいう。）の取得状況

シ 労働安全対策の実施状況

ス 建設業労働者の福利向上取組状況

セ 雇用確保の状況

ソ 松江市優良建設等工事表彰制度による表彰

タ 道路等環境保全業務ボランティア活動の状況

チ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の策定状況等

- 4 第1項の定期審査を受けた者は、当該審査を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間、追加審査を受けた者は、当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期間の末日までの期間、入札参加資格を有する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

（入札参加資格者名簿）

- 第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有すると認められる者（以下「入札参加資格者」という。）を、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

(資格審査結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定により資格者名簿に登録したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(資格の取消し)

第7条 市長は、入札参加資格者が第2条第2項に該当しなくなったとき、又は不正の手段により同条の認定を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の松江市建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱(昭和54年松江市告示第3号)、宍道町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成16年宍道町告示第133号)、美保関町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年美保関町告示第9号)若しくは島根町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根町告示第6号)若しくは解散前の松江地区広域行政組合において松江市の告示を準用する告示(平成元年松江地区広域行政組合告示第1号)又は鹿島町、八雲村、玉湯町若しくは八束町の各規程によりなされた平成17年度及び18年度入札参加資格審査(定期審査)、資格者の登録他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第4条第3項第2号エの規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の松江市建設工事指名競争入札参加資格者指名停止要綱(平成8年松江市告示第51号)、鹿島町建設工事等入札参加者等に対する指名停止等に係る措置要領(平成15年鹿島町告示第43号)、美保関町建設工事入札参加者等に対する指名停止等に係る措置要領(平成13年美保関町訓令第2号)若しくは宍道町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成12年宍道町告示第88号)若しくは解散前の松江地区広域行政組合において松江市の告示を準用する告示又は島根町、八雲村、玉湯町若しくは八束町の各規程によりなされた指名停止の措置については、なお従前の例による。

4 第5条の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の松江市建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱、美保関町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱若しくは宍道町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱若しくは解散前の松江地区広域行政組合に

において松江市の告示を準用する告示又は鹿島町、島根町、八雲村、玉湯町若しくは八束町の各規程によりなされた入札参加の停止措置については、なお従前の例による。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 5 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、同町が行った建設工事の成績評定、東出雲町建設工事等入札参加者指名停止要綱（平成 15 年東出雲町告示第 43 号）の規定によりなされた指名停止の措置、同町との間で締結した災害時の対応についての協定又は同町の要請を受けて行った災害時の緊急対応は、それぞれ第 4 条第 3 項第 2 号の相当規定に該当するものとみなす。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日松江市告示第 362 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(松江市建設工事入札参加者等選定要領の一部改正)

- 2 松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成 17 年松江市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(松江市建設工事係る特別共同企業体取扱要綱の一部改正)

- 3 松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱（平成 17 年松江市告示第 18 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(松江市工事希望型指名競争入札試行要綱の一部改正)

- 4 松江市工事希望型指名競争入札試行要綱（平成 17 年松江市告示第 22 号）の一部を次のよう改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 20 年 2 月 22 日松江市告示第 23 号）

この告示は、平成 20 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日松江市告示第 132 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日松江市告示第 62 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 20 日松江市告示第 339 号）

この告示は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日松江市告示第 362 号）

この告示は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 17 日松江市告示第 356 号）

この告示は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 29 日松江市告示第 386 号）

この告示は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 4 日松江市告示第 409 号）

この告示は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日松江市告示第 579 号）

この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 20 日松江市告示第 450 号）

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

許可工事種別
土木一式工事（土）
建築一式工事（建）
大工工事（大）
左官工事（左）
とび・土工・コンクリート工事（と）
石工事（石）
屋根工事（屋）
電気工事（電）
管工事（管）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）
鋼構造物工事（鋼）
鉄筋工事（筋）
舗装工事（舗）
しゅんせつ工事（しゅ）
板金工事（板）
ガラス工事（ガ）
塗装工事（塗）
防水工事（防）
内装仕上工事（内）
機械器具設置工事（機）
熱絶縁工事（絶）
電気通信工事（通）
造園工事（園）
さく井工事（井）
建具工事（具）
水道施設工事（水）
消防施設工事（消）
清掃施設工事（清）
解体工事（解）

注) この表の許可工事種別のうち、いずれかについて建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与できます。ただし、平成 28 年 5 月 31 日までに「とび・土工・コンクリート工事（と）」の許可を受けて解体工事を営んでいる場合は、平成 31 年 5 月 31 日までは「解体工事（解）」の許可が無くても解体工事の入札参加資格を付与できます。